

食品表示基準 Q & A（抜粋）

（令和2年7月16日改正）

第1章 総則	・ ・ ・ ・	1
第2章 加工食品	・ ・ ・ ・	3
別添 原料原産地表示（別表15の1～6）	・ ・ ・ ・	12
別添 新たな原料原産地表示制度	・ ・ ・ ・	16

食品表示基準Q & A (抜粋)

第1章 総則 (抜粋)

第1条関係

(総則-4) 「加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合」について具体的にはどのような場合が該当しますか。

(答)

食品表示基準第1条ただし書の「加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合」とは、具体的にはレストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者による食品の提供（例えば、飲食店で提供される状態のものを自宅へ届けてもらうなどの外食事業者による出前を含む。）を指します。

なお、上記の外食事業者が、別の場所で製造・加工したものを仕入れて、飲食させる場合については表示は必要はありませんが、単に販売する場合については製造・加工した者又は販売をする者のいずれかが表示を行う必要があります。

第2条関係

(加工食品及び生鮮食品関係)

(総則-15) 食品関連事業者の行為における「製造」、「加工」とは、具体的にはどのような行為を指しますか。

(答)

「加工」とは、新たな属性を付加する行為であり、加工行為を行う前後で比較して、本質の変更を及ぼさない程度の行為を指します。具体的には以下の行為が「加工」に該当します。なお、酒類における「製造」、「加工」の判断については、「食品表示法における酒類の表示のQ & A (平成30年7月国税庁)」を確認願います。

加工	形態の変更	切断	加工食品の単なる切断 (ハムの塊をスライス、など)
		整形	加工食品の大きさを整える (ブロックのベーコンの大きさと形を整えるなど)。
		選別	加工食品を選別 (煮干を大きさで選別など)
		破碎	生鮮食品や加工食品を粉末 (粉状にしたもの) ではなく、少し砕く行為 (挽き割り大豆など)
	混合	異なる種類の生鮮食品や加工食品の混合 (キャベツとレタスの野菜ミックス、あられと落花生の混合 (柿ピー) など。ただし、粉体と粉体、液体と液体、固体と液体の混合を除く。)	
容器	盛り合わせ	複数の異なる種類の生鮮食品を盛り合わせる事 (マグロとサーモンの刺身盛り合わせ、など)	

包装の変更		※盛り合わせたA、Bは別々に食する。 生鮮食品や加工食品（異なる種類）の盛り合わせ（マグロとゆでダコの盛り合わせ、など）
	小分け	加工食品を小分け包装する。（うなぎ蒲焼きをバルクで仕入れ小分けする、など）
	加塩	既に塩味のついた加工食品を加塩する。（塩鮭甘口に振り塩をし塩鮭辛口にする、塩蔵わかめに塩を加えるなど）
	骨取り	原型のまま除骨のみ行う（塩サバの骨とりなど）。
	表面をあぶる	生鮮食品の表面だけあぶる行為（牛肉のタタキ、カツオのタタキなど）
	冷凍	単に加工食品を冷凍したもの（凍り豆腐、寒天、冷凍食品等の製造行為に該当するものを除く。）
	解凍	自然解凍等により、単に冷凍食品を冷蔵もしくは常温の状態まで解凍したもの（冷凍ゆでだこを解凍する。）
	結着防止	固まらないように植物性油脂を塗布（レーズンへの植物性油脂の塗布）

（総則－16）加工食品において、「製造者」、「加工者」とはどのような行為を行った者を指すのですか。

（答）

（総則－15）に示す加工行為を行った者が「加工者」となり、この加工行為以外を行った者が「製造者」となります。

（一連の工程を同一事業者が行った場合）

牛肉を焼いて（製造）、カット（加工）した事業者は「製造者」に当たります。

（それぞれの工程を別々の事業者が行った場合）

牛肉を焼いた（製造）事業者は「製造者」になります。

その焼いた牛肉を別の事業者がカット（加工）した場合、カットした事業者は「加工者」となります。

（総則－17）スーパーマーケットのバックヤード等で小分け包装した加工食品をその場で販売する場合、食品表示基準に基づく定められた表示は必要ですか。

（答）

スーパーマーケットのバックヤード等で単に小分け等を行った加工食品をその場で販売する場合は、食品表示基準に定められた表示が必要となります。なお、この場合は、食品表示基準第5条第1項の表の「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」に該当しませんので、原材料名、内容量などの表示をする必要があります。

(総則-18) いわゆる業務用スーパーなどで消費者にも販売される可能性のある加工食品は、どのような表示を行えばよいのですか。

(答)

主として業務用の食品として販売されるものであっても、消費者に販売される形態となっており、消費者にも販売される可能性があるものについては、一般用加工食品として表示する必要があります。

(総則-19) 食品表示基準別表第2に掲げる乳及び食品表示基準別表第1に掲げる酪農製品と、乳等省令上の乳及び乳製品とは、どのように違うのですか。

(答)

食品表示基準別表第2に掲げる乳及び食品表示基準別表第1に掲げる酪農製品は、総務省作成の「日本標準商品分類」を基に作成しています。

なお、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年厚生省令第52号)に規定のある乳及び乳製品に係る定義や規格等については、当該省令に従う必要があります。

第2章 加工食品 (抜粋)

第3条第1項関係

(表示の対象について)

(加工-2) 「容器包装に入れられた加工食品」の定義を教えてください。また、次のものは該当しますか。

- ① 串に刺してある焼き鳥をそのまま販売
- ② トレイに載せた加工食品 (ラップ等で包装しないもの)
- ③ 小分け包装している製品をダース単位でまとめた加工食品包装
- ④ 消費者に渡す際に紙、ビニール等で包装した加工食品

(答)

1 「容器包装に入れられた加工食品」とは、加工食品を容器包装しているもので、そのままの状態に引き渡せるものをいいます。

2 御質問の例については、次のように区分します。

(1) 容器包装に該当するもの・・・③

なお、小分けした個々の包装に食品表示基準に定められた表示がされており、ダース単位でまとめた包装をとおして見れば、新たに表示し直す必要はありません。

(2) 容器包装に該当しないもの・・・①、②、④

(加工-3) 加工食品であっても、容器包装せずにばら売りするなどの場合は、表示はしなくてよいのですか。

(答)

一般用加工食品について、食品関連事業者が生食用牛肉を容器包装に入れずに消費者に販売する場合を除いて、食品表示基準第3条第1項では「容器包装に入れられた加工食品」に基準を適用する旨を規定しています。このため、業務用加工食品を除く容器包装に入れられていない加工食品を販売する場合には食品表示基準は適用されません。

(加工-4) 客の注文に応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて販売している場合、食品表示基準に定められた表示が必要なのですか。

(答)

客の注文に応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて販売する行為は、食品表示基準における容器包装に入れられた加工食品の販売に該当せず、食品表示基準第40条に定める生食用牛肉の注意喚起表示を除き、食品表示基準に定められた表示は必要ありません。

(加工-5) タンクローリーやコンテナ等の通い容器についても表示義務が課されるのですか。

(答)

1 食品表示基準においては、最終的に小売りされる食品における表示の正確性を確保するため、タンクローリーやコンテナ等の通い容器についても必要に応じて表示義務の対象としています。

2 タンクローリーやコンテナ等の通い容器は、容器包装に該当しないものの、業務用加工食品に該当する場合、食品表示基準第11条第1項の表の「容器包装に入れないで販売する場合」に該当します。

3 この場合、業務用加工食品として必要な表示事項は、送り状、納品書等又は規格書等に表示してください。

(原材料名関係)

(加工-51) 中間加工原材料を使用した場合の原材料名の表示方法について教えてください。

(答)

食品を製造する際に、小麦粉、しょうゆなどの加工食品を仕入れて、それを原材料として使用する場合には、加工原材料を使用していることが分かるように表示することを原則としています。

加工食品の原材料名の表示は、原則、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、最も一般的な名称で表示することとなります。そのため、加工原材料を用いて製品を製造した場合には、当該加工原材料の最も一般的な名称を表示することになります。

< 1種類の原材料からなる加工原材料を使用した場合の表示方法 >

【例①】小麦粉を仕入れて使用した場合

原材料名	小麦粉、砂糖、〇〇、△△
------	--------------

複合原材料を使用した場合には、例②-1のように複合原材料の名称の次に括弧を付して当該複合原材料を構成する原材料を最も一般的な名称をもって表示することとなります。

ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合は、例②-2のように当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料については「その他」と表示することができます。

また、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、例②-3のように当該複合原材料の原材料の表示を省略することができます。

ただし、原材料名の表示について食品表示基準別表第4において別途原材料名の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示することになります。

< 複合原材料を使用した場合の表示方法 >

【例②】食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖からなるマヨネーズを仕入れて使用した場合（香辛料、食塩、砂糖はマヨネーズにおける割合が5%未満）

例②-1 基本の書き方

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）、□□、××
------	--

例②-2 香辛料、食塩、砂糖を「その他」と表示する場合

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、その他）、□□、××
------	--

※ 醸造酢は重量割合が3位以下ですが、5%以上使用されているため「その他」と表示できません。

例②-3 使用したマヨネーズの最終製品に占める割合が5%未満の場合

原材料名	〇〇、△△、□□、××、……、マヨネーズ（卵を含む）
------	----------------------------

※ マヨネーズについては、「複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合」でなくとも、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」に該当するため、複合原材料の原材料の表示を省略することも可能です。

(加工-57) 原材料の表示順は、製造時の原材料配合割合に従って決定するのですか。

(答)

1 原材料の表示順は、基本的に製造時の配合割合に従って決定することになります。国際規格であるコーデックスの包装食品一般規格においても同様の考え方がとられています。

2 ただし、

① フライ類の揚げ油やエキス抽出目的の茶やハーブ類、加熱した食肉を調味液に漬け込み調味液を捨てる場合などのように、製造時に配合した量と、最終製品中に含まれる量が明らかに異なる場合や、

② 濃縮原料や乾燥原料を使用するため、使用した原材料の重量を単純に比較することが適当でない場合

には、消費者に誤認を与えることのないよう、表示順の決定に際し留意する必要があります。

3 2の①の例の場合には、製品に吸収される油、エキスや調味液の量を、事業者自身又は業界の試験結果等から推測し、当該製品に含まれると考えられる重量順に表示してください。

4 また、2の②の例の場合には、原料の入手時には濃縮又は乾燥した形であっても、製造の際に還元される原材料について、内容物を誤認させないように注意しつつ、還元した状態又は乾燥前の状態に換算した重量順で表示することができます。

5 いずれにしても、原材料を重量順に表示するよう定めているのは、商品名やイメージから予想される使用量と大幅に異なることなどによる消費者の誤認や不利益を防止するためであり、消費者が使用した原材料の多寡を適切に判断できるよう、各事業者が十分

に考慮することが必要です。

(原産国名関係)

(加工-154) 外国から輸入した原材料を使用して国内で味付けなどするような加工を行った場合、「国産」、「〇〇県産」等と表示してもよいですか。また、原材料が外国産であることを強調したい場合はどのように表示すればよいですか。

(答)

1 輸入した原材料を使用して国内で味付けなどするような加工を行った場合、製造地は国内となりますが、このことをもって「国産」、「〇〇県産」等と表示すると、原料の原産地が「国産」、「〇〇県産」等であるという誤認を与えるおそれがあります。このため、表示禁止事項（食品表示基準第9条）において、「産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示」、具体的には製造地や加工地を単に「〇〇産」と表示することを禁止しています。

2 原材料が外国産であることを強調したい場合には、特色のある原材料に該当しますので、食品表示基準第7条の特色のある原材料等に関する事項の規定に従って、その使用割合を併記して表示して下さい。ただし、食品表示基準第3条第2項の原料原産地名の規定に従って、原材料名欄等に原料原産地名を表示（使用した重量割合の高いものから順に原産地を表示）しても、特定の原産地のもののみを強調して表示しているとは認められないため、割合の併記は必要ありません。

(加工-155) 製品の原産国名を表示する必要がある加工食品の考え方について教えてください。

(答)

1 食品表示基準第3条第2項において、輸入品にあつては、原産国名を表示することを義務付けています。ここで言う「輸入品」とは、

- ① 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
- ② バルクの状態で輸入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
- ③ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
- ④ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品

を指します。

2 また、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の規定では、国内で生産された商品についてその商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるときは「国産」等と表示すること、又は外国で生産された商品についてその商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者

が判別することが困難であると認められるときは、その原産国名を表示することが規定されています。

(加工-156) 製品の原産国について教えてください。また、(加工-155) でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

(答)

1 製品の原産国とは、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」に規定しているとおり、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指します。

この場合において、次のような行為については、「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれません。

- ① 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと
- ② 商品を容器に詰め、又は包装をすること
- ③ 商品を単に詰合せ、又は組合せること
- ④ 簡単な部品の組立てをすること

これに加え、関税法基本通達では、

- ⑤ 単なる切断
- ⑥ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- ⑦ 単なる混合

についても、原産国の変更をもたらす行為に含まれない旨が明記されています。

2 このため、輸入された製品について上記①から⑦までに該当する行為を国内で行った場合であっても、当該製品は、製品輸入した製品と同様に、「実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

3 なお、輸入品である加工食品について、基本的には「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が最後に行われた国が原産国となる場合が多いですが、製品の製造工程が二国以上にわたる場合において、当該商品の重要な構成要素が複数あり、そのいずれの部分も重要性に優劣が付けられない場合、又は商品の重要な製造工程が複数あり、そのいずれの工程も重要性に優劣が付けられない場合であって、それらが別々の国で行われるときには、消費者の誤認を惹起しないよう、それらの国を全て原産国として表示する必要があります。

第5条関係

(加工-194) インストア加工された業務用加工食品について、食品表示基準に基づく表示義務の対象となるのですか。

(答)

一般用加工食品を、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合は、食品表示基準第5条の規定により、原材料名、内容量、原料原産地名等の表示事項の表示は不要ですが、業務用加工食品については、同条の適用はないため、名称、原材料名、原料原産地名等の表示事項の表示が必要です。

(加工-195) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。(全般-7)と同じ。

(答)

1 インストア加工した一般用加工食品の販売については、「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」とみなし、食品表示基準では原料原産地表示は要しないこととしています。

2 ただし、仕入れ、切断、成形、解凍、小分け、再包装、温め直し等の行為については、インストア加工には当たらないため、スーパーマーケット等のバックヤード等で行った場合にあっても表示を行う必要があります。

例えば、冷凍状態で仕入れたタレ付き肉を、スーパーマーケット等のバックヤード等で解凍、小分け及び包装して販売する場合、原料原産地表示を含めた一般用加工食品の販売としての表示が必要です。

3 調味する行為(塩味を付ける、しょう油をかける、ごまをふる等)、調理する行為(煮る、焼く、揚げる等)等は、インストア加工に該当します。

(加工-196) 「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」について具体的にはどのような場合が該当しますか。

(答)

「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」とは、製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売することをいいます。具体的には洋菓子店、和菓子店等の「菓子小売業(製造小売)」や、パン店等の「パン小売業(製造小売)」等がその場で行う食品の製造販売、そうざいや刺身盛り合わせ等をインストア加工し、当該店内で販売する等が該当します。

(加工-197) 店頭で漬物、つくだ煮、菓子等を量り売り等する場合、多忙時を見込んであらかじめその日の販売見込量を包装して店頭で陳列している場合、この包装に表示義務はありますか。

(答)

小売店が、当日にその日の販売見込量の限度内においてあらかじめ容器包装に入れ店頭で陳列しておくことは、客の求めに応じて量り売り等をする範囲と考えられるので、当該容器包装には表示をしなくても差し支えありません。

ただし、生食用であるものや冷蔵等の温度管理が必要なものにあつては、販売時に生食用及び要冷蔵である旨等を消費者に正確に伝える必要があります。

第8条関係

(加工-264) 「おおむね30平方センチメートル」及び「おおむね150平方センチメートル」の「おおむね」とはどの範囲までを指すのですか。

(答)

容器包装の形状、義務表示対象となる事項の字数は、個々の食品により異なるため、表示可能面積30平方センチメートル及び150平方センチメートル以下を基本としつつ、個々のケースに応じて判断することとなります。

(加工-271) 食品表示基準の「表示可能面積」とはラベル面積又は容器包装の表面積のどちらですか。

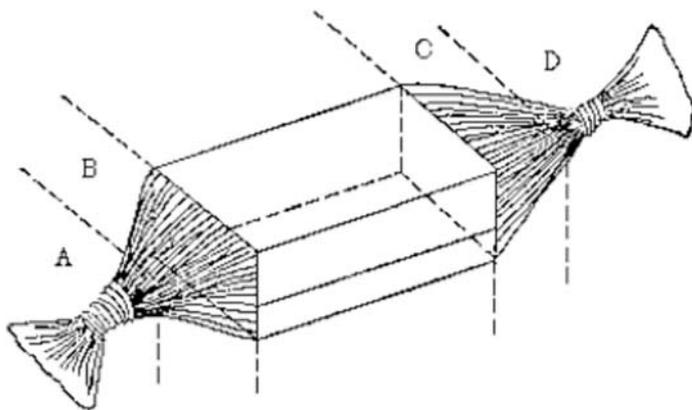
(答)

表示可能面積は、容器包装の形状等によっても異なりますが、表示事項を表示しても判読が困難な部分を除いた容器包装の表面積をいいます。例えば、包装の重なり部分や、キャンディ等の「ひねり」の部分、光電管マーク等は表示可能な部分には入りません。したがって、容器包装の表面積から、表示が不可能な部分を差し引いた面積となります。

また、印刷瓶詰（回収使用瓶に限ります。）の飲料等で当該瓶の形状又は表面に特殊な加工が施されていることにより、ラベルの貼付ができない（ラベルを貼付することにより、再使用ができない場合を含みます。）場合は、ラベルの貼付ができない面積を表示可能面積に含めなくても、差し支えありません。

なお、いたずらに表面積を少なくするような方法による包装は適当ではありません。

(キャンディの例)



A、B、C、Dは判読が困難な部分となりますので、この場合の表面積は四面体の面積の合計です。

別添 原料原産地表示（別表15の1～6） （抜粋）

I 制度全般

（全般－6）平成29年9月の改正の概要を教えてください。

（答）

1 背景、検討過程、改正概要

（背景）

（1）加工食品の原料原産地表示の拡大は、食品表示法案の検討に先立ち消費者庁に設置された「食品表示一元化検討会」（平成23年9月～平成24年8月）において議論されましたが結論を得ることができず、食品表示の一元化とは別に検討することが適当とされ、検討課題として積み残されてきました。

このため、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）及び「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」及び「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」とされていました。

（2）このような中、平成28年1月に「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」といいます。）を開催し、検討を開始しました。

（検討過程）

（3）検討会では、加工食品の原料原産地表示に関し、今後の対応方策について幅広く検討することとされ、さらに、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされ、全ての加工食品への導入に向けた実行可能な方策とは何かという観点も踏まえた検討が求められました。

（4）関係団体、事業者、学識経験者などからヒアリングを行うほか、消費者調査、事業者調査、現地調査なども併せて実施し、委員からは消費者への情報提供の必要性、事業者の実行可能性、消費者の誤認防止など様々な論点につき、幅広い意見が出され、平成28年11月、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」が公表されました。

（5）本中間取りまとめに沿って、全ての加工食品を義務表示の対象とする食品表示基準改正案を策定し、パブリックコメント手続、消費者委員会食品表示部会での議論を経て、成案となりました。

（改正概要）

（6）国内で製造した全ての加工食品を対象に、原材料に占める重量割合が最も高い原

材料（重量割合上位1位の原材料）について、原産地を表示することを義務付けました。

（7）表示方法は、対象原材料の産地について、現行の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示することを原則としつつ、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生ずるなど、現行の表示方法による表示が困難な場合には、

① 原材料の産地として使用する可能性のある複数国を、過去の使用実績等における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法

② 3以上の外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法

を認め、また、対象原材料が加工食品の場合には、当該加工食品の原産地を「〇〇製造」と表示することとしました。

（8）また、「おにぎり」を食品表示基準別表15の6に加え、「おにぎりののり」の原産地を表示することを義務付けました。

なお、現行で義務付けていた加工食品の原材料については、これまでどおりの方法で表示することとし、新しい表示方法は適用されません。

2 おにぎりののりが対象となった理由

（1）おにぎりののりの原産地は、のりの生産者の意向も強く、消費者の商品選択の上で重要な情報と考えられ、また、おにぎりについては、サーマルシールの活用が一般的で事業者の実行可能性が確認できたため、個別に規定されている「農産物漬物」などと同様に、原料原産地表示の対象としました。

（2）今後も、①消費者や関係者の要望が強い食品であって、②消費者の商品選択の上で重要な情報であり、③食品関連事業者の実行可能性が確認されれば、原則として公開での検討を経て、原料原産地表示の対象に追加してまいります。

※平成29年9月改正後の食品表示基準別表15に掲げる原料原産地表示対象品目

別表第15（第3条、第10条関係）
1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（(5)の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、(6)のもちにあつては米穀、(8)の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、(9)のこんにやくにあつてはこんにやくいも（こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。）、(18)のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。）の当該割合が50パーセント以上であるもの
(1) 乾燥きのこと類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
(2) 塩蔵したきのこと類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
(3) ゆで、又は蒸したきのこと類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきの

こ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
(5) 緑茶及び緑茶飲料
(6) もち
(7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
(8) 黒糖及び黒糖加工品
(9) こんにゃく
(10) 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
(11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(12) 表面をあぶった食肉
(13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
(14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
(15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
(16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
(17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(18) こんぶ巻
(19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
(20) 表面をあぶった魚介類
(21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
(22) (4)又は(14)に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
2 農産物漬物
3 野菜冷凍食品
4 うなぎ加工品
5 かつお削りぶし
6 おにぎり(米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。)

(全般－7) インストア加工した一般用加工食品を販売する際、原料原産地表示は必要ですか。((加工－195)と同じ。)

(答)

1 インストア加工した一般用加工食品の販売については、「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」とみなし、食品表示基準では原料原産地表示は要しないこととしています。

2 ただし、仕入れ、切断、成形、解凍、小分け、再包装、温め直し等の行為については、インスタ加工には当たらないため、スーパーマーケット等のバックヤード等で行った場合にあっても表示を行う必要があります。

例えば、冷凍状態で仕入れたタレ付き肉を、スーパーマーケット等のバックヤード等で解凍、小分け及び包装して販売する場合、原料原産地表示を含めた一般用加工食品の販売としての表示が必要です。

3 調味する行為（塩味を付ける、しょう油をかける、ごまをふる等）、調理する行為（煮る、焼く、揚げる等）等は、インスタ加工に該当します。

別添 新たな原料原産地表示制度

I 表示対象

(原原－1) 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

(答)

- 1 消費者への情報提供を目的として、国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となります。

〔 輸入品（輸入後の国内での加工行為等が、実質的な変更をもたらしていないものを含む。）については、従来どおり輸入品として「原産国名」の表示が必要であり、原料原産地名の表示は必要ありません。 〕

- 2 原材料名の表示等と同様、以下の場合には、原料原産地名の表示は必要ありません。
 - ① 設備を設けて飲食させる場合（外食）
 - ② 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインストア加工を含む。）
 - ③ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
 - ④ 容器包装に入れずに販売する場合

また、容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下の場合には、原料原産地名の表示を省略することができます。

(原原－2) 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(答)

- 1 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）を原料原産地表示の対象（これを対象原材料といいます。）とし、原材料名に対応させてその原産地名の表示をする必要があります。

事業者の実行可能性も考慮し上記を原料原産地表示の対象としましたが、消費者への情報提供の観点からは、できるだけ多くの原材料を原料原産地表示の対象とすることが望ましいです。

ただし、別表15の1に掲げる22食品群と、以下の5品目は個別に原料原産地の規定を設け、原料原産地表示の対象となる原材料を定めています。

- ① 農産物漬物は、重量割合上位4位（又は3位）かつ5%以上の原材料
- ② 野菜冷凍食品は、重量割合上位3位かつ5%以上の原材料
- ③ うなぎ加工品は、うなぎ
- ④ かつお削りぶしは、かつおのふし
- ⑤ おにぎりは、のり

(次頁に続く)

2 なお、以下の法律の規定に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合、当該原材料には食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。

① 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（平成21年法律第26号）（食品表示基準別表第15の1の(6)に掲げるものを除く。）

② 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）
平成29年9月時点では、②に基づく表示の基準として、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成27年国税庁告示第18号）が制定されています。

(原原-3) 酒類も原料原産地表示の対象になりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(答)

1 食品表示基準において、「原材料名」の表示義務がない酒類も、原料原産地表示の対象となります。

2 具体的には、以下のいずれかになります。

① 原料原産地名の事項欄を設けて、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に対応させて原料原産地を表示。

② 原材料名を任意で表示している場合は、原料原産地名の欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して原料原産地表示することも可能。

3 上記2の②の場合、酒類については、原材料名の表示が義務ではないため、表示順が重量順とは限りませんが、原材料名欄の原材料名の表示順にかかわらず、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に原料原産地表示を行ってください。

4 なお、清酒、米焼酎（単式蒸留）、みりん、果実酒及び甘味果実酒において、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項の規定に基づく表示の基準に基づき、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）の原産地が表示（情報伝達）されている場合、食品表示基準における原料原産地表示の規定は適用されません。

(原原－４) いわゆる「冠表示」の原材料も原料原産地表示の対象になりますか。

(答)

冠表示は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指しますが、食品表示基準上の定義はなく、冠表示をした特定の原材料が重量割合上位１位でなければ、冠表示をもって原料原産地表示の対象としていません。

なお、「冠表示」を行う食品関連事業者による自主的な産地情報の提供に関する取組が推進されるよう、「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン（平成31年３月29日消食表第147号）」を策定しましたので、自主的に情報提供する際には、当該ガイドラインを参考にしてください。

(原原－５) 水も原料原産地表示の対象になりますか。

(答)

現行、水は慣例として表示していない場合が多いことから、仮に、水を原材料の欄の一番初めに表示した場合であっても、原料原産地表示の対象となりません。水以外の原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位１位の原材料）に原料原産地表示を行う必要があります。

また、原材料が水のみであるミネラルウォーター類についても、原料原産地表示を行う必要はありません。

(原原－６) 添加物も原料原産地表示の対象になりますか。

(答)

- 1 食品表示基準においては、原材料と添加物を明確に区分しています。
原料原産地表示の対象は原材料に限り、添加物は表示対象ではありません。
- 2 したがって、食品中、添加物が最も重量割合が高い場合、その添加物に原料原産地表示を行う必要はなく、原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位１位の原材料）に原料原産地表示を行う必要があります。
また、添加物のみで構成されている食品については、原料原産地表示を行う必要はありません。
- 3 なお、添加物にもともと含まれている賦（ふ）形剤（乳糖、小麦粉、でん粉等）についても、原料原産地表示を行う必要はありません。
- 4 また、添加物のみ又は水と添加物のみで構成されている食品についても、原料原産地表示を行う必要はありません。

(原原－7) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料(2種類以上の原材料からなる原材料)を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割して表示している場合、どの原材料の原産地を表示すればよいですか。

(答)

- 1 食品を製造する際に、複合原材料を使用する場合には、複合原材料の一般的な名称をもって原材料名の表示を行うこととしています。
- 2 ただし、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない場合、複合原材料の全ての原材料を分割して表示することができます。
- 3 その場合、原料原産地表示は、分割した後の原材料名表示に基づき、原材料に占める重量割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)に原産地表示を行う必要があります。

《例1：複合原材料表示による方法》

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖調製品(韓国製造(砂糖、コーンスターチ))、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	令和元年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲－▲

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖調製品(砂糖、コーンスターチ)(韓国製造)、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	令和1年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲－▲

(次頁に続く)

《例 2：分割して表示する方法》

名称	ラムネ菓子
原材料名	砂糖（韓国製造）、コーンスターチ、レモン果汁／クエン酸、重曹、香料
内容量	10g
賞味期限	2019年10月1日
保存方法	直射日光を避けて保存してください。
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町▲－▲

(原原－8) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）を、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がないことから、原材料名欄で分割した後、製品中に含まれる複数の同一原材料を合算して表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(答)

食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の1の三の規定に基づき、複数の同一原材料を合算して表示している場合は、合算後の表示をしている原材料単位でみて重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。

(原原－9) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合（「野菜（○○、△△）」等）、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

1 消費者に分かりやすくする等の事由により、「野菜（○○、△△）」等、まとめ書きをしている場合、原材料単位でみて重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。

2 そのため、まとめ書きしていることによって、原材料名欄の一番先頭に「野菜（○○、△△）」と表示されていても、使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で2番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位1位の原材料に原産地を表示する必要があります。

例) 野菜 > 豚肉 であるが、豚肉 > たまねぎ の場合、
原材料名：野菜（たまねぎ、キャベツ、トマト）、豚肉（A国産）

↑
義務

(原原-10) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の一の規定に基づき、同種の原材料をまとめ書きしている場合で、野菜が全て国産である場合は、どのような書き方ができますか。

(答)

以下の例のように表示することができます。なお、以下の例以外は認めないということではありません。消費者に分かりやすい表示としてください。

例) たまねぎ > 豚肉である場合

原材料名：野菜(たまねぎ(国産)、キャベツ、トマト)、豚肉

原材料名：野菜(たまねぎ(国産)、キャベツ(国産)、トマト(国産))、豚肉

原材料名：野菜(国産(たまねぎ、キャベツ、トマト))、豚肉

原材料名：野菜(たまねぎ、キャベツ、トマト)(国産)、豚肉

原材料名：野菜(国産)(たまねぎ、キャベツ、トマト)、豚肉

(原原-11) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の二の規定に基づき、複数の加工食品A、Bが個別に包装されるなど、分けられ、それを組み合わせて1つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品A、Bに区分けして原材料表示をしている場合、どの原材料に原産地の表示義務がありますか。

(答)

- 1 構成要素となる加工食品A、Bそれぞれの重量割合上位1位の原材料のうち、製品全体でみて重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行う必要があります。
- 2 この場合、同じ原材料がA、Bそれぞれに使用されているなど、製品全体で見ると同じ原材料が複数回表示されることがありますが、当該原材料を合算して比較する必要はありません。
- 3 このような製品として、
 - ① 調理などによりA、Bを合わせた形で食するもの
(例：麺にスープが添付されているもの)
 - ② それぞれが独立しており別々に食するもの
(例：チョコレートとクッキーの組合せ)等が考えられますが、②のような場合であって、各構成要素ごとに原材料表示を行っているような製品については、各構成要素の重量割合上位1位の原材料の全てに原産地を表示することが望ましいと考えます。

(次頁に続く)

例) A : チョコレート (カカオマス40g、砂糖25g、…)

↑

義務

B : クッキー (小麦粉35g、砂糖25g、…)

↑

任意

※1 合算すると砂糖が重量割合上位1位となりますが、原料原産地表示の必要はありません。

※2 Bの小麦粉の製造地(原産地)は、表示することが望ましいと考えます。

- 4 ただし、お中元用の詰め合わせ食品など、個別食品ごとに販売することが可能な食品を詰め合わせている場合は、構成要素である個別食品について表示する必要があります。個別食品ごとに重量割合上位1位の原材料について原料原産地表示が必要です。

(原原-12) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「植物油」、「でん粉」等と括って表示している場合、原材料の原産地はどのように考えればよいですか。

(答)

- 1 当該規定に基づき複数の原材料を括って表示している場合は、適正に表示された原材料名表示(「植物油」、「でん粉」等)に対応させて、当該原産地(製造地)を表示してください。
- 2 その場合、括った元となる複数の原材料の原産地(製造地)については、括って表示をしている原材料(「植物油」、「でん粉」等)に占める重量の割合の高いものから順に表示してください。

(原原-13) 食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の3の規定に基づき、原材料を「魚肉」等と括って表示している場合、原産地表示はどのようにするのですか。

(答)

- 1 魚肉練り製品等は、冷凍魚肉すり身や鮮魚を主原材料として製造されます。冷凍魚肉すり身や鮮魚を使用し、「魚肉」等と表示した場合の表示方法は以下のとおりです。

(次頁に続く)

2 鮮魚のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例1：原料原産地名の事項欄を設けて表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	国産(魚肉)
内容量	200 g
賞味期限	令和元年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例2：原材料名に併記して表示する場合》

(魚肉が全て国産の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉(国産)、でん粉、食塩、・・・
内容量	200 g
賞味期限	令和1年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例3：魚種を明記した場合》

名称	ケーシング詰特種かまぼこ
原材料名	魚肉(たら(国産)、ぐち、えそ)、種もの(チーズ)、でん粉、食塩、・・・
内容量	100 g
賞味期限	2019年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

《例4：明記している魚種の全てが国産の場合》

名称	蒸しかまぼこ
原材料名	魚肉（（国産）（たら、ぐち、えそ））、でん粉、食塩、・・・
内容量	100 g
賞味期限	19. 12. 31
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

3 冷凍魚肉すり身のみで製造した魚肉練り製品等の場合

《例5：魚肉すり身の製造地を表示する場合》

（一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国製造の魚肉すり身
 >国内製造の魚肉すり身の場合）

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	外国製造、国内製造（魚肉すり身）
内容量	200 g
賞味期限	01. 12. 31
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例6：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》

（一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国産の魚類を原料と
 した魚肉すり身>国産の魚類を原料とした魚肉すり身の場合）

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉（輸入、国産）、でん粉、食塩、・・・
内容量	200 g
賞味期限	R1. 12. 31
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

（次頁に続く）

《例7：「魚肉」ではなく、「魚肉すり身」と原材料名表示する場合》

(一定期間において重量割合の順番が入れ替わる3以上の外国製造の魚肉すり身を使用する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉すり身（外国製造）、でん粉、食塩、・・・
内容量	200 g
賞味期限	2019.12.31
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

《例8：魚肉すり身に使用した鮮魚の産地を表示する場合》

(例7の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉すり身（魚肉（輸入）、でん粉、食塩、・・・
内容量	200 g
賞味期限	令和元年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

4 冷凍魚肉すり身と鮮魚を混合して製造した魚肉練り製品等の場合

《例9：魚肉すり身の製造地と鮮魚の産地を表示する場合》

(アメリカ製造の魚肉すり身>国産の鮮魚の場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉、でん粉、食塩、・・・
原料原産地名	アメリカ製造（魚肉すり身）、国産（たら）
内容量	200 g
賞味期限	令和元年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(次頁に続く)

《例10：鮮魚まで遡って産地を表示する場合》

(例9の場合で、鮮魚まで遡った産地を表示する場合)

名称	魚肉ソーセージ
原材料名	魚肉（アメリカ、日本）、でん粉、食塩、・・・
内容量	200 g
賞味期限	令和元年12月31日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

(原原-14) 食品表示基準別表第4の規定に基づき、原材料をまとめ書きしている場合（「ソース（〇〇、△△）」等）、どの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

- 1 個別の規定に基づき、「ソース（〇〇、△△）」、「衣（〇〇、△△）」、「めん（〇〇、△△）」、「具（〇〇、△△）」等、まとめ書きしている場合、原材料単位で見ると重量割合上位1位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。
- 2 この場合、まとめ書きすることにより、製品全体で見ると同じ原材料が複数回表示されることがありますが、当該原材料を合算して比較する必要はありません。

(原原-15) 重量割合上位1位の原材料が2つ以上ある場合、どの原材料に原料原産地表示を行う必要がありますか。

(答)

重量割合上位1位となる全ての原材料に原料原産地表示を行う必要があります。

II 表示方法

(原原-16) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

(答)

一般用加工食品への原料原産地表示は、食品表示基準の別記様式1又はこれと同等程度に分かりやすく一括して、容器包装に原料原産地名欄を設け、原材料名に対応させて原料原産地を表示するか、原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原料原産地を表示する必要があります。

(原原-17) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

(答)

- 1 原材料が国産品であるものには国産である旨を、輸入品であるものには「原産国名」を表示します。

- 2 ただし、原材料が国産品の場合、国産である旨（国産、日本、日本産など）に代えて以下のような表示が可能です。
 - ① 原材料が農産物の場合
都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。原料原産地表示では国産である旨の表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示可能です。
例えば、都道府県名より広い地域名での表示（「九州産」、「関東産」など）も一般に知られている地名として表示が可能です。
 - ② 原材料が畜産物の場合
主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。
 - ③ 原材料が水産物の場合
水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。

- 3 また、原材料が輸入品の水産物の場合、原産国名に水域名を併記することができます。これは、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（キンメダイ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：キンメダイ（フランス（インド洋）」と表示することができます。ただし、水域名のみの記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

(次頁に続く)

4 具体的な表示例は以下のとおりです。

《例 1：原料原産地名欄による表記》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ（豚肉）
内容量	150 g
賞味期限	令和 2 年 1 月 5 日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

《例 2：原材料名欄に括弧書きで表記（食品表示基準別記様式 1 備考 3）》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	2020 年 1 月 5 日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

《例 3：一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	商品名下部に記載
内容量	150 g
賞味期限	2020. 01. 05
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

商品名	〇〇ソーセージ
原料豚肉の原産地名	カナダ

《不適切な表示例》

※ 例1において、原材料が複数ある場合、原料原産地名欄に単に産地名のみ表示すると、どの原材料の産地を表示しているのか不明となるため、産地名の後ろに括弧を付して、当該産地に対応した原材料名を表示する必要があります。



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
原料原産地名	カナダ
内容量	150 g
賞味期限	20.01.05
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

（原原－18）複数の原産地の原材料を混合している場合の表示の方法について教えてください。

（答）

- 1 2か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産地を表示します。

《例1：原材料に占める重量の割合の高いものから順に原産地名を表示》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	令和2年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

（次頁に続く）

- 2 3か国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

《例2：原料原産地が3か国以上であり、全て表示する場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ、デンマーク、日本）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	2020年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

《例3：原料原産地を2か国以上表示し、それ以外を「その他」と表示する場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ、アメリカ、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	2020.01.05
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

（次頁に続く）

- 3 国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合も、国単位で計算します。すなわち、3か国以上のものを混合し、かつ、2か国以上表示した場合に、その他の原産地を「その他」と表示できます。

《例4：鹿児島県産（50%）、宮崎県産（30%）の原材料とカナダ産（20%）の原材料を混合して使用した場合》



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（国産、カナダ産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	令和2年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（国産（鹿児島県、宮崎県）、カナダ産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	2020年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（鹿児島県、宮崎県、カナダ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	2020.01.05
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

（次頁に続く）

《不適切な表示例》

※ 鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカを原産地とする原材料を混合している場合であっても、「鹿児島県、宮崎県、その他」という表示は、国単位でみて1か国（日本）しか表示していないため不可。



名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（鹿児島県、宮崎県、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	R2. 01. 05
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

（原原－19）原材料名欄には、アレルギー表示や遺伝子組換え表示を行うこともありますが、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について、優先順位はありますか。

（答）

- 1 食品表示基準において、原料原産地表示、アレルギー表示、遺伝子組換え表示の順番について特段の規定はありませんが、特定の食物アレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止するアレルギー表示は、他の表示よりも優先して一番最初に表示すべきと考えます。

また、特定のアレルギー体質をもつ消費者が適切に判断できるよう、アレルギー表示の対象となる特定原材料等に係る表示の視認性を高めることが望ましいです。

（次頁に続く）

2 具体的な表示例は以下のとおりです。（ はアレルギー表示、 は遺伝子組換え表示、 は原料原産地表示）

《例1：豆腐サラダに原料原産地表示をする場合》

名称	豆腐サラダ
原材料名	豆腐（ <u>大豆を含む：遺伝子組換えでない</u> ）（国内製造）、レタス、トマト、きゅうり、・・・
内容量	300g
消費期限	令和元年5月21日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

《例2：つくだ煮に原料原産地表示をする場合》

名称	つくだ煮
原材料名	しょうゆ（ <u>大豆・小麦を含む、国内製造</u> ）、こんぶ、植物油、唐辛子、糖類（砂糖、水飴）、・・・
内容量	100g
賞味期限	令和2年1月5日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

《例3：マカロニサラダに原料原産地表示をする場合》

名称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ（ <u>イタリア製造</u> ）、マヨネーズ、きゅうり、人参、玉ねぎ、・・・、（一部に <u>小麦・乳成分・卵・大豆を含む</u> ）
内容量	100g
消費期限	令和1年5月21日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

（次頁に続く）

《例4：コーンスナック菓子に原料原産地表示をする場合》

名称	コーンスナック菓子
原材料名	コーングリッツ（とうもろこし（ <u>アメリカ、遺伝子組換え不分別</u> ））、砂糖、食塩／乳化剤、炭酸カルシウム、 ．．．
内容量	300g
賞味期限	2020年1月5日
保存方法	直射日光をさけ、常温で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

(原原-20) 原料原産地の表示について、原料原産地を国名以外で表示することはできますか。

(答)

- 1 国産品では、国産である旨の表示に代えて、より狭く限定され、範囲が明確な地域として、都道府県名その他一般に知られている地名で表示することも可能です。

具体的には、

- ① 郡名（例 秩父郡）
 - ② 島名（例 屋久島）
 - ③ 一般に知られている旧国名（例 丹波、土佐等）
 - ④ 一般に知られている旧国名の別称（例 信州、甲州等）
 - ⑤ その他一般に知られている地名（例 九州、関東、房総（地域名））
- 等が考えられます。

また、水産物の場合は、水域名や水揚げ港名での表示も可能です。

- 2 輸入品では、「原産国名」を表示することとされていますので、「大括り表示」が認められる場合（(原原-32) 参照）を除き、他の表示で代替することはできません。なお、「原産国名」に加えて、地域名を併記することは可能です。

また、輸入した水産物の場合は、「原産国名」に水域名を併記することが可能です。

(原原-21) 原料原産地名の表示について、国名を「略称」等に表示することはできますか。また、米国をUSAやUSと表示することはできますか。

(答)

- 1 食品表示は、消費者の商品選択に資する情報を提供することが目的であるため、表示事項の記載は、邦文をもって、理解しやすいような用語により正確に行う必要があります。
- 2 したがって、米国産をUSAやUSと表示することは、原則的には認められません(ただし、(原原-22) 又は(原原-34) の場合を除きます。)

[原産国の表示として認められるものの例]

米国、アメリカ、アメリカ合衆国、豪州、オーストラリア、中国、中華人民共和国

(原原-22) 原料原産地名の表示について、原産地を表す記号を活用して、表示することはできますか。

(答)

- 1 記号及び当該記号に対応する原産地を容器包装へ表示した上で、一括表示枠内の原料原産地名欄に、
 - ① 産地表示する原材料
 - ② 記号を用いて表示する旨
 - ③ 記号の表示箇所を明記した上で、一括表示枠外へ表示するなど、消費者が誤認をしないように分かりやすく、記号による原料原産地表示もできることとします。

(次頁に続く)

2 この場合、記号とは、JIS X 0304:2011 (ISO 3166-1:2006) の「国名コード」における「3文字国名コード」等が考えられます。

《例：記号による表示》

名称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、 ・・・
原料原産地名	豚肉の産地は、この一括表示枠外下部に示した記号を用いて、容器の底面の賞味期限右に記載
固形量	150 g
賞味期限	容器の底面に記載
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■—■—■

(枠外下部)

J P N : 日本
U S A : アメリカ
C A N : カナダ

(容器の底面)

2 0 1 9 1 2 3 1 / J P N

(原原-23) 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）について、食品表示基準第7条の規定に基づき、特定の原産地名とその使用割合を強調して表示していますが、別途、一括表示内に原料原産地の表示が必要ですか。

(答)

一括表示外に原産地を強調して表示している場合であっても、原料原産地表示については、表示方法に従い、一括表示内の原料原産地名欄に又は対応する原材料名の次に括弧を付して表示することが必要です。

原料原産地名を一括表示内に表示することが困難な場合には、原料原産地名欄にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することも可能です。

(原原-24) 一括表示内に原料原産地を表示する際、食品表示基準第7条の規定による使用割合の併記は必要ですか。

(答)

- 1 食品表示基準第3条第2項の表の規定に基づき(すなわち、(原原-17)以降に示す表示の方法により)原料原産地名を表示する場合には、重量割合上位2位以下の原材料に任意で表示する場合を含め、使用割合の表示は必要ありません。
- 2 一括表示内に任意で強調したい産地名のみを表示する場合や、一括表示外で特定の産地を強調して表示する場合は、食品表示基準第7条の特色ある原材料を使用した旨を表示する場合に該当するため、当該強調表示に近接した場所又は一括表示の原材料名に割合表示が必要です。ただし、その割合が100%である場合には、割合の表示を省略することができます。

《例：原材料〇〇が、国産原料70%、カナダ産原料20%、アメリカ産原料10%である場合》

- ① 第3条の規定に従い、原材料の原産地全てに関して表示 = 第7条の適用外(義務表示対象の原材料、対象外の原材料とも共通)

○

名 称 . . .
原材料名 〇〇(日本、カナダ、アメリカ)、△△(オーストラリア、デンマーク)

原料原産地を全て表示する場合は第7条の適用外

- ② 一括表示内に義務表示対象の原材料に加えて、任意で特定の原材料の原産地のみを強調表示 = 第7条を適用(義務表示対象外の原材料の場合)

○

名 称 . . .
原材料名 □□(国産)、○ ○(国産70%使用)

×

名 称 . . .
原材料名 □□(国産)、○ ○(国産使用)

強調したい原材料の原産地のみ表示する場合は第7条が適用され、割合表示が必要

(次頁に続く)

③ 一括表示外に原材料の原産地を強調表示 = 第7条を適用
(義務表示対象の原材料、対象外の原材料とも共通)

	【強調表示部】	【一括表示欄】
×	国産〇〇使用	名 称 . . 原材料名 〇〇 (国産、カナダ産、 アメリカ産)、. . .
○	国産〇〇70%使用 ↑	名 称 . . 原材料名 〇〇 (国産、カナダ産、 アメリカ産)、. . .
	一括表示外に強調表示する 場合は第7条を適用	名 称 . . 原材料名 〇〇 (国産70%、カナダ 産、アメリカ産)、. . .

(原原-25) 原料原産地表示対象の重量割合上位1位の原材料に加え、任意で上位5位の原材料にも原料原産地名を表示したい場合、上位2位、3位、4位の原材料には原料原産地名を表示しなくてもよいですか。

(答)

重量割合上位1位の原材料以外の原材料に任意で原料原産地名を表示する場合、当該原料原産地表示が、間にある原材料(質問の場合、上位2位、上位3位、上位4位の原材料)の原産地であると消費者が誤認しないためには、それらの原材料についても、原料原産地表示を行うことが望ましいと考えますが、特定の原材料だけ(質問の場合、上位5位の原材料だけ)に表示をしても、適切な位置に表示されていれば、問題ありません。

(原原-26) 原材料が1種類で原材料名の表示を省略している場合、どのように表示すればよいですか。

(答)

原料原産地名の表示は、原材料名に対応させて表示する必要があります。

具体的には、原料原産地名欄を設け、原産地名の後に括弧を付して原材料名を表示するなど、原産地名を原材料名に対応させて表示してください。

また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄の原材料名の後に括弧を付して原産地を表示することも可能です。

(次頁に続く)

《例 1：原材料名欄を省略した場合》

名称	小麦粉
原料原産地名	国産（小麦）
内容量	1 kg
賞味期限	令和 2 年 3 月 31 日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲－▲－▲

《例 2：原材料名欄を省略しない場合》

名称	小麦粉
原材料名	小麦（国産）
内容量	1 kg
賞味期限	令和 2 年 3 月 31 日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲－▲－▲

Ⅲ 又は表示

(原原-27) 「又は表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のイの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。また、「又は表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(答)

- 1 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。
- 2 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「又は表示」が認められます。

また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。

 - ① 次に掲げる期間(事業者が定めた期間)がいつからいつまでかを示す資料
ア 表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)
イ 産地別使用実績の基礎となる過去の一定期間又は産地別使用計画の基礎となる今後の一定期間(以下「過去又は今後の一定期間」といいます。)
 - ② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
 - ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位(一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等)で計上したかを示す資料
 - ④ 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料
- 3 過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示しようとする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。(例1参照)

(次頁に続く)

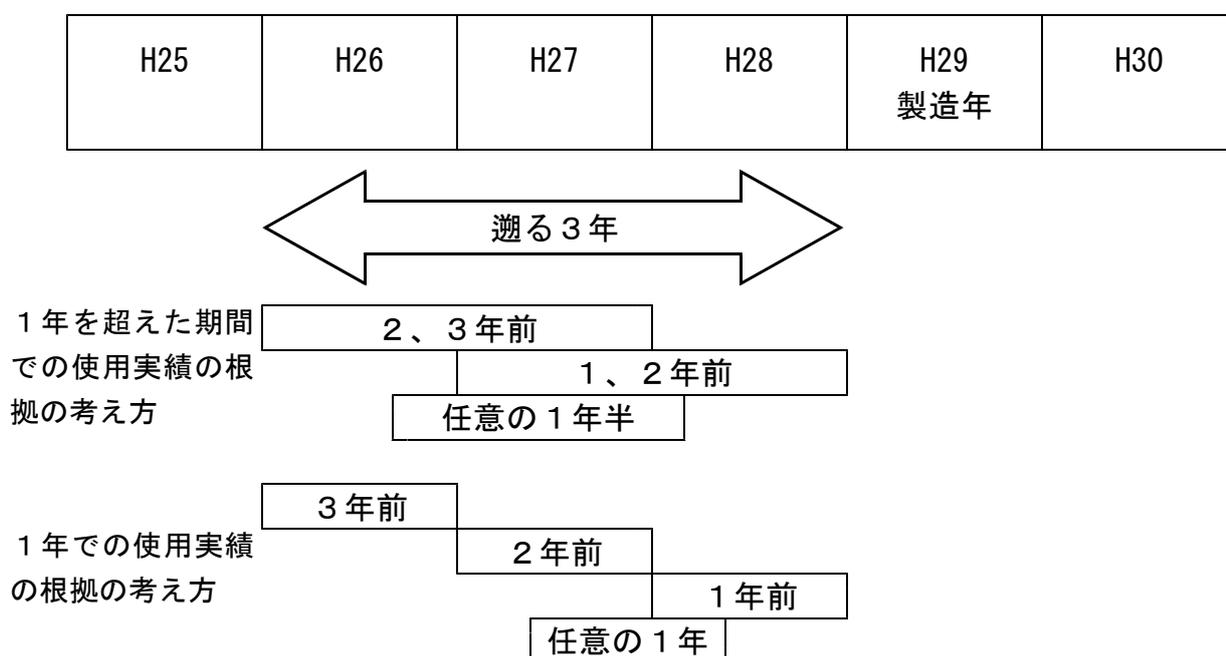
4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「又は表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「又は表示」とする必要があります。

今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「又は表示」を行うことはできません。(例2参照)

5 「又は表示」はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えることができる又は包装自体を切り替えることができる場合は、国別重量順表示が困難と認められないため、「又は表示」を用いることはできません。

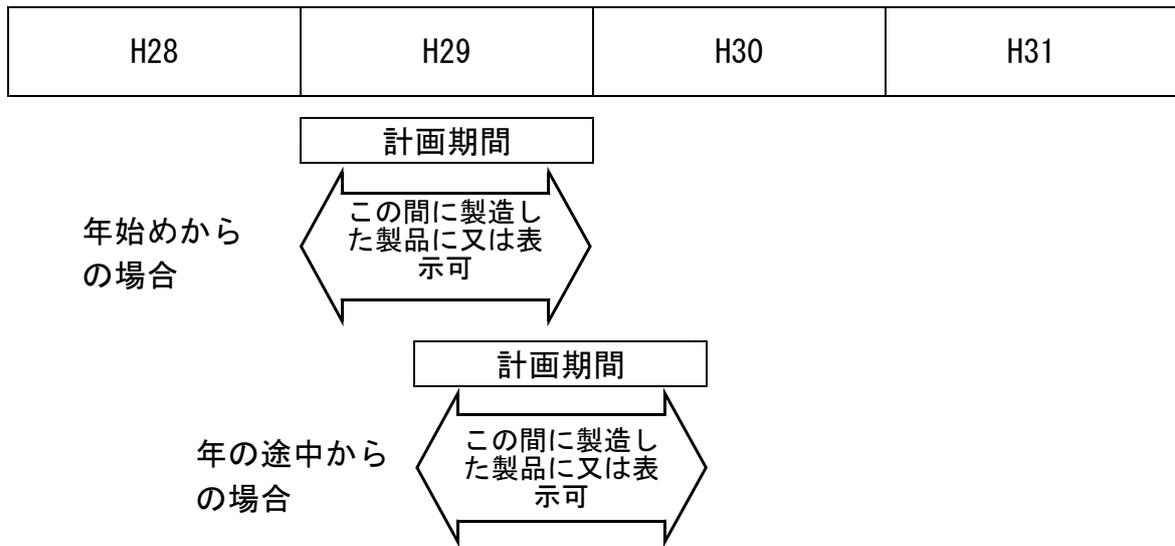
6 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、「又は表示」等を行った理由の聞取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

《例1：「又は表示」に当たって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方》



(次頁に続く)

《例 2 : 使用計画で表示した場合》



(原原-28) 「又は表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

- 1 「又は表示」とは、原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

例えば、「A国又はB国」と表示した場合、

- ① 「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国の順番」、「B国、A国の順番」の4通りの産地のパターンを表します。

あくまで、表示した国の範囲内での使用が認められるものであり、表示されていない国を産地とする原料の使用は認められません。そのため、実際の製品にC国産の原料が含まれる場合、「A国又はB国」の表示は使用できません。

- ② 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、A国産の原料の方がB国産の原料よりも使用割合が多いことを表します。

- 2 また、表示をする時点（製造日）を含む1年間の原材料の使用予定からみて国別重量順表示が困難と認められる場合は、

- ① 過去の一定期間における産地別使用実績であれば、当該産地別使用実績
② 新製品又は原料調達先の変更が確実な場合など過去の産地別使用実績が使用できない場合において使用する今後の一定期間における使用計画であれば、当該使用計画を使用し表示する必要があります。

なお、「又は表示」に使用する過去の一定期間における産地別使用実績は、過去3年以内の1年以上の実績であれば何でもよいわけではなく、表示をする時点（製造日）を含む1年間の原材料の使用予定と同様な傾向になる過去の一定期間における産地別使用実績を使用し、当該期間の使用実績順に国名を表示する必要があります。

特に「A国又はB国又はその他」の表示をする際は、表示をする時点（製造日）を含む1年間の原材料の使用予定と同様な傾向になる過去の一定期間における産地別使用実績に基づくものかどうかをしっかりと確認する必要があります。

(次頁に続く)

3 国別重量順表示と同様、原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

例えば、「A国又はB国又はその他」と表示した場合、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が、3か国以上あり、上位2か国としては、A国、B国の順に、重量割合の高いこととなります。

4 また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。（(原原-37) 参照）

《例1：外国の産地2か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	2020年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、2018年の使用実績順

《例2：国産を含めた2か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（アメリカ又は日本）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	令和2年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■-■-■

※ 豚肉の産地は、平成29年から2年間の使用実績順

（次頁に続く）

《例3：3か国の場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はデンマーク）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	令和2年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

※ 豚肉の産地は、前年の使用実績順

《例4：3か国目以降を「その他」と表示した場合》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	令和2年1月5日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

※ 豚肉の産地は、平成30年9月から令和元年8月までの使用実績順

（原原－29）「又は表示」は、都道府県名による原産地表示でも使用できますか。

（答）

- 1 原材料が国産のみの場合、都道府県名などを用いて「X県又はY県」のように「又は表示」を行うことは可能です。認められる条件については、（原原－27）及び（原原－28）の国単位での考え方を準用してください。

（次頁に続く）

2 しかしながら、A国産と国産の原材料を併用しており、常に国産よりA国産の使用量が多く、国別重量順表示が困難であるとは認められないにもかかわらず、国産の中のX県、Y県の重量順位が変動することをもって、「A国又はX県又はY県」のような「又は表示」はできません。

なお、「A国産、国産（X県又はY県）」の表示は可能です。ただし、その場合には、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書き及び都道府県ごとの原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が記載された根拠書類の保管が必要です。

(原原-30) 「又は表示」をする際、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示した場合、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認防止のためにどのような表示をするのですか。

(答)

1 「又は表示」では過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて表示されるため、使用量の極めて少ない原産地の使用量について、消費者が誤認することを防止する必要があります。

そのため、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づいて原産地の使用割合を算出したときに、使用割合が極めて少ない原産地については、消費者の誤認が生じないように、以下のように表示することを義務付けます。

① 「使用割合が極めて少ない」とは、「5%未満」を指します。

② 「大括り表示+又は表示」、「中間加工原材料の製造地表示」の中で用いる「又は表示」を含め、「又は表示」をする場合には、過去の使用実績等における重量割合が5%未満の原産地について、原産地名の後ろに括弧を付して、「5%未満」などと表示します。

③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく割合である旨を注意書きで表示します。

(次頁に続く)

《例：「又は表示」で5%未満の原産地がある場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（アメリカ産又は国産（5%未満））、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	令和3年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

※ 大豆の原産地順・割合は、平成30年の使用実績

2 なお、

- ① 「大括り表示＋又は表示」の中の大括り表示（輸入など）については、括った合計が「5%未満」である場合に表示が必要です。
- ② 「又は表示」の中の「その他」については、「5%未満」などの表示は不要です。
- ③ 国別重量順表示については、「5%未満」などの表示は不要です。

(原原-31) 複数の原産地の原材料をタンクに継ぎ足して製造するような場合は、一度使用した原産地の原材料は計算上0になることはありませんが、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 例えば、醸造酢の「種酢」などのように、以前製造した製品に新たな原材料を継ぎ足して製造するような場合は、過去に使用した原産地の原材料が、計算上0になることがない事例があると考えられます。
- 2 1の例の様に、計算上0にならないことをもって、原産地を表示し続ける必要性が乏しいと考えられることから、計算上「5%未満」になった時点をもって、当該原産地の表示を省略できます。
なお、一度5%未満になった原産地について、再度同じ原産地の原材料が継ぎ足されて、合算した割合が5%以上になった場合は、表示を省略することはできません。

IV 大括り表示

(原原-32)「大括り表示」(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五の口の規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。また、「大括り表示」の根拠資料は、どの程度の期間、根拠として使用できますか。

(答)

- 1 「大括り表示」とは、外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。
- 2 消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示を原則としますが、原材料の過去の一定期間における産地別使用実績(新製品又は原料調達先の変更が確実な場合は、今後の一定期間における産地別使用計画)からみて、国別重量順表示を行おうとした場合に、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点(製造日)を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、「大括り表示」が認められます。
また、上記に加え、以下の資料を保管していることを条件とします。
 - ① 次に掲げる期間(事業者が定めた期間)がいつからいつまでかを示す資料
ア 表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)
イ 過去又は今後の一定期間
 - ② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
 - ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位(一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等)で計上したかを示す資料
- 3 過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限ります。(例1参照)
- 4 また、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく「大括り表示」を基本としますが、新製品又は原料調達先の変更が確実な場合などの過去の産地別使用実績が使用できない場合は、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく「大括り表示」とする必要があります。
今後の一定期間における産地別使用計画は、当該計画に基づく製造の開始日から1年間以内の予定に限ります。計画の期間外に製造された製品について、当該計画を根拠に、「大括り表示」を行うことはできません。(例2参照)

(次頁に続く)

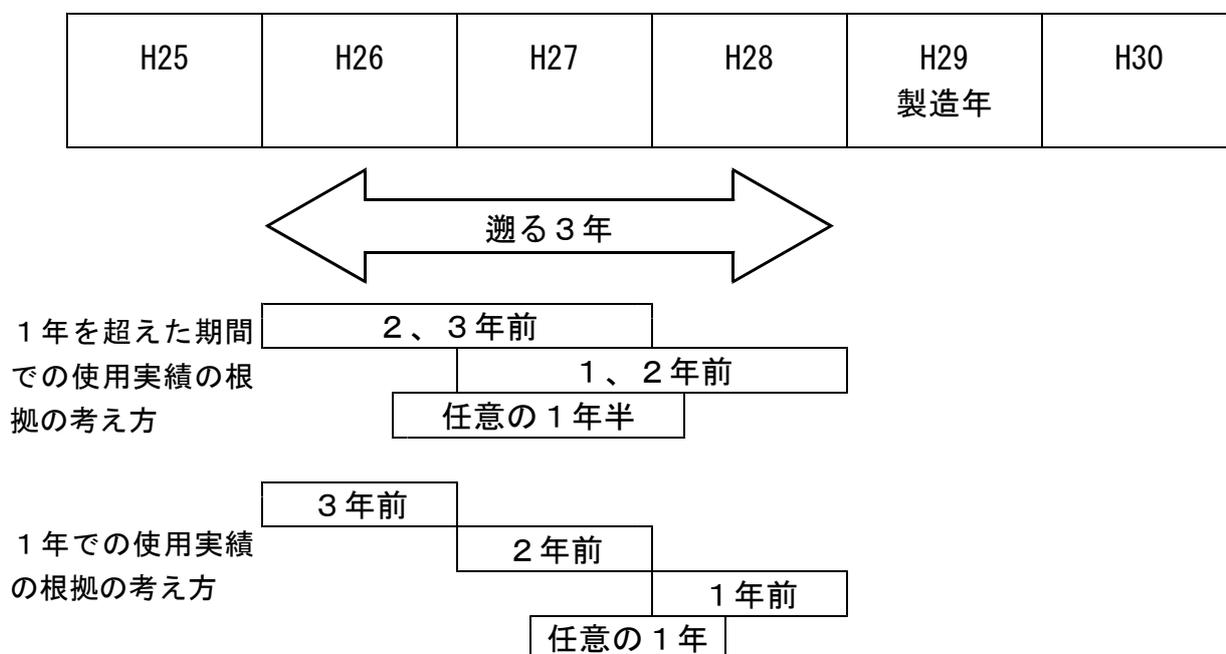
5 「大括り表示」はあくまで例外の一つであり、産地の切替えが見込まれても、その都度表示を切り替えること又は包装自体を切り替えることができる場合は、国別重量順表示が困難と認められないため、「大括り表示」を用いることはできません。

6 また、「3以上の外国の原産地」とは、例えば、ある農産物を年間を通じて安定的に調達するために、輸入先を、北半球と南半球の複数国の間で時期により切り替えることなどにより、結果として、産地ごとの使用状況が、「北半球の国のみ」、「北半球の国と南半球の国の混合」及び「南半球の国のみ」の間で切り替わるようなもの等を想定しています。

国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするようなことは、国別重量順表示が困難であるとは認められません。(例3参照)

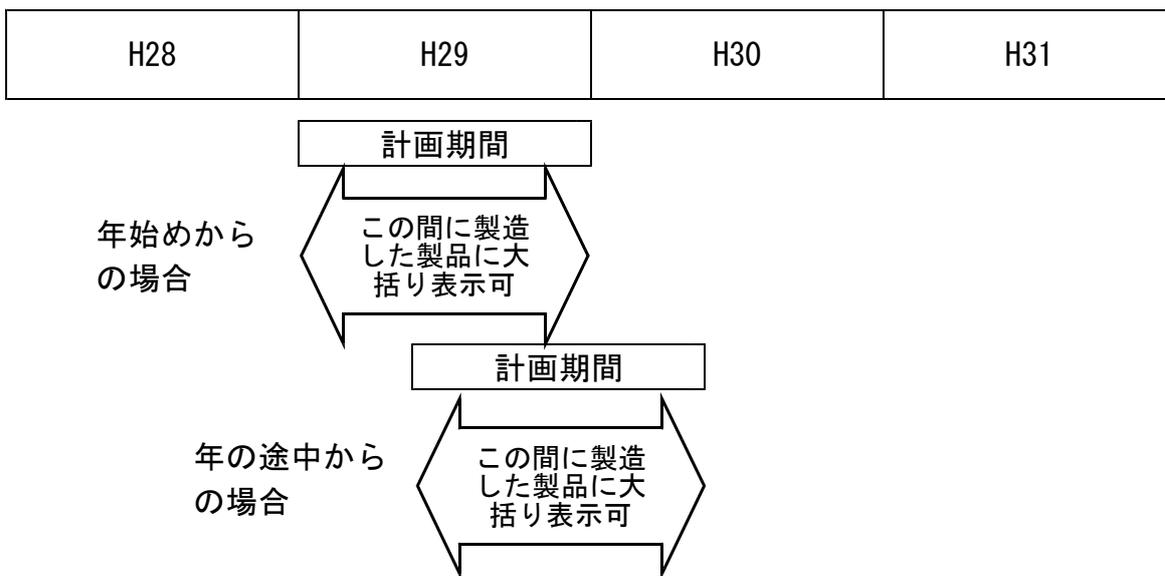
7 なお、適正な表示が行われているか否かについては、国や都道府県等が事業者への立入検査などを通じて原料原産地表示の確認を行うこととしており、その際に、「大括り表示」を行った理由の聞き取りや保管を条件としている根拠書類の確認を行うこととなります。

《例1：「大括り表示」に当たって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方》



(次頁に続く)

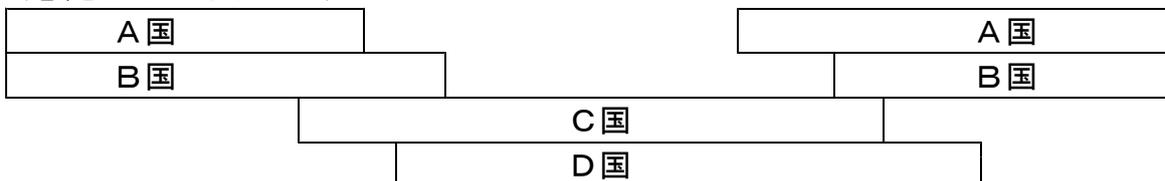
《例 2 : 使用計画で表示した場合》



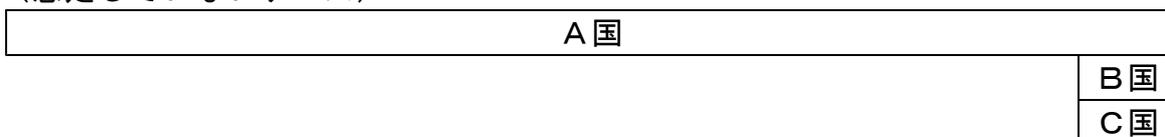
《例 3》

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

(想定しているケース)



(想定していないケース)



(次頁に続く)

(原原-33)「大括り表示」の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

- 1 「大括り表示」とは、外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法です。

「輸入」と表示した場合、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、3以上の外国の原産地表示に関して、表示をする時点（製造日）を含む1年間で重量順位の変動や産地切替えが見込まれることを表します。

また、「輸入、国産」と表示した場合、その原材料に実際に含まれる原産地について、国産より輸入品（合計）の方が、重量割合が高いことを表します。

- 2 「輸入」の他に、「外国産」、「外国」なども表示可能とします。

《例1：3以上の外国産のみの場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	令和3年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《例2：国産より外国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入、国産）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	令和3年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《例3：外国産より国産の方が多い場合》

名称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（国産、輸入）、小麦、食塩
内容量	400ml
賞味期限	令和3年3月30日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

(原原-34) 大括り表示において、「EU産」や「南米産」など、「輸入」よりも小さな区分の表示は認められますか。

(答)

- 1 「EU産」や「南米産」などは、「輸入」より小さな区分であるため認められません。

ただし、「輸入」と表示ができる条件と同様、その原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、表示をする時点（製造日）を含む1年間で3以上のEU内や南米内などの国の中で重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みで、国別重量順表示が困難である場合に限り、大括り表示として「EU産」、「NAFTA産」、「ASEAN産」、「アフリカ産」、「南米産」等と表示することができます。

- 2 また、「輸入」より小さな区分の産地を複数使用した場合、「輸入（EU産、南米産）」や「輸入（EU産又は南米産）」のように、「輸入」より小さな区分の産地を併せて表示することも可能です。

なお、「輸入（EU産又は南米産）」と表示した場合には、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書き及び区分ごとの原材料の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画が記載された根拠書類の保管が必要です。

V 大括り表示+又は表示

(原原-35)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)(食品表示基準第3条第2項の表の輸入品以外の加工食品の項の1の五のハの規定による表示)が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

「大括り表示」の認められる条件((原原-32)参照)を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、「輸入、国産」や「国産、輸入」の表示が困難な場合であって、「又は表示」の認められる条件((原原-27)参照)を満たす場合に限り認められます。

《例:「大括り表示」と「又は表示」の併用が認められる場合》

4～6月	A国	B国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はA国
7～9月	C国	A国	B国		輸入のみ 1位はC国
10～12月	国産	B国	A国	C国	輸入合計<国産 1位は国産
1～3月	B国	A国	C国	国産	輸入合計>国産 1位はB国

(原原-36)「大括り表示」と「又は表示」の併用(「輸入又は国産」や「国産又は輸入」)の基本的な表示方法について教えてください。

(答)

- 「大括り表示」と「又は表示」の併用とは、「輸入」と「国産」を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。
例えば、「輸入又は国産」と表示した場合、
 - 「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」の4通りの産地のパターンを表します。
 - 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、輸入品(合計)の方が国産よりも使用割合が多いことを表します。
- また、消費者の誤認防止のために、容器包装に対し必ず、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要です。((原原-37)参照)

(次頁に続く)

《例 1》

名称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物（大豆・豚肉・ゼラチンを含む）、還元水あめ、食塩、香辛料（大豆を含む）／調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）、・・・
内容量	150 g
賞味期限	令和 2 年 2 月 2 日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	□□株式会社 東京都千代田区霞が関■－■－■

※ 豚肉の産地は、平成30年6月から令和1年5月までの使用実績順

《例 2》

名称	小麦粉
原材料名	小麦（輸入又は国産）
内容量	1 kg
賞味期限	令和 2 年 3 月 31 日
保存方法	高温多湿を避け常温で保存してください
製造者	△△株式会社 東京都千代田区霞が関▲－▲－▲

※ 小麦の産地は、賞味期限の2年前の使用実績順

VI 使用実績等

(原原-37)「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」において、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示であることを示す注意書きについて、どのような表現で書けばよいですか。また、どの程度の期間が認められますか。

(答)

1 「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」をする場合は、消費者が「国別重量順ではなく、過去の一定期間における産地別使用実績順又は今後の一定期間における産地別使用計画順の表示であること」が分かるように、注意書きをする必要があります。

2 過去の一定期間における産地別使用実績順に表示する場合の注意書きについては、

- ① ○○の産地は、令和元年の使用実績順
- ② ○○の産地は、2019年から2年間の使用実績順
- ③ ○○の産地は、製造年の前年の使用実績順
- ④ ○○の産地は、製造年の一昨年の使用実績順
- ⑤ ○○の産地は、前年の使用実績順
- ⑥ ○○の産地は、一昨年の使用実績順
- ⑦ ○○の産地は、過去1年間の使用実績順
- ⑧ ○○の産地は、過去2年間の使用実績順
- ⑨ ○○の産地は、賞味期限の○年前の使用実績順
- ⑩ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から□年前までの使用実績順
- ⑪ ○○の産地は、賞味期限の年の○年前から□年間の使用実績順
- ⑫ ○○の産地は、平成30年9月から令和1年8月までの使用実績順
- ⑬ ○○の産地は、製造○年前の使用実績順
- ⑭ ○○の産地は、過去○年間の平均使用実績順

等が考えられます。(原原-27)のとおり、遡ることができる期間は、表示をする時点(製造日)を含む1年間(製造年、製造年度等)から3年以内であるため、例えば、製造年が令和元年であれば、平成28年、平成29年、平成30年の3年の中で事業者が定める1年以上の過去の実績を注意書きに使用することができます。

なお、賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。

(次頁に続く)

- 3 今後の一定期間における使用計画順に表示する場合の注意書きについては、
- ① ○○の産地は、令和元年の使用計画順
 - ② ○○の産地は、今年度の使用計画順
 - ③ ○○の産地は、令和1年6月から令和2年5月までの契約栽培から推定した順
 - ④ ○○の産地は、製造年の使用計画順
 - ⑤ ○○の産地は、令和元年の使用計画順。令和2年の使用計画に変更がない場合は、継続して表示。
- 等が考えられますが、いずれの場合も、当該計画の期間内に製造された製品に限り、これらを注意書きに使用することができます。

- 4 期間については、
- ① 「令和○年」と表示し、特段の説明がない場合は、1月から12月まで
 - ② 「令和○年度」と表示し、特段の説明がない場合は、4月から3月までの期間のものと判断します。(元号に代えて、西暦を用いた場合も同様)
- 農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。
- また、「前年の使用実績順」などの表示は、例えば、製造年が令和元年であれば平成30年を指し、製造年が令和2年であれば令和元年を指すこととなりますので、当該表示を続けることが誤表示とならないか、よく確認してください。

- 5 なお、上記の注意書きは、あくまで表示例ですので、上記の書き方以外は認められないということではありません。消費者に分かりやすい注意書きとしてください。

(原原-38)「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合に保管すべき資料はどのようなものですか。

(答)

- 1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。
- ① 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料
ア 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
イ 過去又は今後の一定期間
 - ② 当該製品に用いる原材料について、(原原-27) や (原原-32) の方法に基づく過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料

(次頁に続く)

- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
- ④ 「又は表示」、「大括り表示＋又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地（「大括り表示＋又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料

2 1の過去の一定期間における産地別使用実績の資料については、具体的には、

- ① 産地が記載されている送り状や納品書等
- ② 産地が記載されている規格書等であつて、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっているもの
- ③ 仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かるもの（使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等）

等、産地別の原材料の仕入実績及び使用実績を客観的に裏付ける資料が必要です。

また、①から③までの資料だけでは、原産地ごとの使用割合の順等が容易に判断できない場合には、①から③までの内容を総括し、当該製品について原産地ごとの使用割合の順等が分かるようにした資料も保管する必要があります。

3 また、1の今後の一定期間における産地別使用計画の資料については、具体的には、

- ① 原材料に使用する原産地の使用計画が明確になっているもの
- ② 原材料の納入元（商社等）からの原産地が記載されている調達計画及びその調達計画に基づき原材料を使用することが明確になっているもの
- ③ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっているもの

等が必要です。

4 いずれの場合も、過去又は今後の一定期間及び表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）が明確であつて、内容が表示根拠として合理的な内容のものを、製造・流通の実情に応じて保管してください。また、監視（立入検査等）の際には、実際の原材料の使用状況について、表示内容と違いがないかの確認をすることとなりますので、製品製造時の使用実績が分かる資料も保管してください。

(原原-39) 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示をする場合、それぞれに求められる合理性とはどのようなものですか。

(答)

1 今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示をした場合であって、①実際の使用実績が大きく異なりその理由について合理的な説明ができない場合、②計画の設定の根拠について合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用計画とは認められません。

① 実際の使用実績が大きく異なる場合に該当するものとして、特に、3か国目以降を「その他」と表示している製品で、「その他」と表示していた国が結果として大部分を占める場合が該当します。

(実際の使用実績が大きく異なる場合の例)

i) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらもほとんど使用せず、「その他」に含まれる国の使用が大部分の場合

ii) 「A国又はB国又はその他」と表示した場合で、計画期間中に結果としてA国、B国のどちらか一方を全く使用していない場合

② 合理的な説明ができない場合とは、以下のようなことが考えられます。

なお、自然災害や家畜の伝染性疾病の発生、港湾スト等による船舶輸送の停止など突発的な事由に起因し、食料の安定供給に著しい影響を及ぼすおそれがある場合であれば、合理的な説明は可能と考えています。

i) 明確な理由がなく、自社の都合により計画と異なる調達を行うなど、当初の使用計画とかけ離れたもの

ii) 元々の計画の調達先、契約先が架空のものであり、結果として表示産地のものが入荷していない

iii) その他計画の根拠が不明確なもの（使用計画の期間の記載がないものや使用予定の国の記載が曖昧なもの）

2 なお、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく表示をした場合で、3か国目以降を「その他」と表示していた国が結果として大部分を占めるなど、実際の使用実績と大きく異なり、その理由について、1と同様に合理的な説明ができない場合には、表示の根拠となる使用実績とは認められません。

(原原-40) 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」の根拠資料等は、どの程度の期間、保管する必要がありますか。

(答)

- 1 (原原-27)、(原原-32)、(原原-38) のとおり、「又は表示」や「大括り表示」等ができる条件の1つとして、食品表示基準第41条の努力義務の規定とは別に、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料や、過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料の保管が定められています。
- 2 根拠資料等の保管期間は、その根拠を基に表示が行われている製品の
 - ① 賞味(消費)期限に加えて1年間
 - ② 賞味期限の表示を省略している製品については、製造をしてから5年間とします。
- 3 「又は表示」、「大括り表示」等には過去の使用実績が活用されることとなりますので、そのことを見越して、現在の産地別使用割合等の書類の保管を行ってください。

(原原-41) 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」を使用する際に過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画は、どのような単位で計上することができますか。

(答)

- 1 「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」を使用する際の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の計上方法は、工場の製品ごとのほか、以下のような考え方もできますこととします。
 - ① 包材の共通化を図って複数の工場で製造している場合は、共通で包材を使用している製品単位での計上。
 - ② 製品単位でみて、原料の仕入れや処理工程が同じである場合や、原料タンクが同じである場合等、複数の製品の原料の管理を共通化している場合、原料の管理を共通化している製品単位で計上。
- 2 なお、原料の管理を共通化していない製品を区別せずに集計した会社全体や工場全体等での過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画については、使用できません。
※ また、当然のことながら国別重量順表示においては、製造された製品ごとに、使用した原材料の原料原産地名を表示することが必要です。

VII 中間加工原材料の製造地表示

(原原－42) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

- 1 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合には、表示した原材料の名称に対応して製造地を表示することを基本とします。
- 2 加工食品は、生鮮原材料を使用して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原材料を使用して製造する場合もあり、その中間加工原材料を生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難な場合があります。
また、従来から原材料の名称は、生鮮原材料であるか中間加工原材料であるかを区別せず、最も一般的な名称で表示することとしてきたことから、表示した中間加工原材料の名称に対応して製造地を表示します。
その際、単に国名のみを表示すると、その中間加工原材料の元となる生鮮原材料の原産地であると消費者が誤認する恐れがあることから、中間加工原材料の原産地を「〇〇製造」と表示することとします（「〇〇加工」との表現は使用できません。）。
- 3 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。（「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。）また、中間加工原材料名の次に括弧をつけて「〇〇製造」と中間加工原材料名に対応させた表示が必要です。すなわち、例えば「りんご（ドイツ製造）」のように、生鮮原材料名に対応させて「〇〇製造」と表示することはできません。ただし、例3のような表示を行うことは可能です。
- 4 なお、中間加工原材料の原料の原産地が、生鮮原材料の状態まで遡って判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示することができます。
- 5 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち、（原原－20）で示したように、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇県製造」といった都道府県での表示をすることができます。

(次頁に続く)

《例 1：中間加工原材料の製造地表示》

(りんご果汁を購入し、使用している場合)

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

(皮を購入し、使用している場合)

名称	どらやき
原材料名	皮（卵、小麦粉、砂糖）（国内製造）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ）／膨張剤
内容量	1個
消費期限	令和元年11月24日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●－●－●

(小麦粉を購入し、使用している場合)

名称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、砂糖、マーガリン、パン酵母、食塩、（一部に小麦・乳成分を含む）
内容量	6枚
消費期限	表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
製造者	☆☆株式会社 東京都千代田区霞が関★－★－★

(次頁に続く)

《例 2：中間加工原材料の製造地表示（原料原産地名の事項欄を設けて表示）》
（りんご果汁を購入し、使用している場合）

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）
内容量	500ml
賞味期限	2020年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

《例 3：中間加工原材料の製造地表示（一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示）》
（りんご果汁を購入し、使用している場合）

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	りんご果汁の製造地は、この面の下部に記載
内容量	500ml
賞味期限	この面の下部に記載
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

上段：賞味期限
下段：りんご果汁の製造地

2020. 3. 31
ドイツ、ハンガリー

（次頁に続く）

《例4：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》



名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー））、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×



名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（りんご（ドイツ製造、ハンガリー製造））、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

（次頁に続く）

《例5：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示（原料原産地名の事項欄を設けて表示）》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ（りんご）、ハンガリー（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ドイツ、ハンガリー（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

《例6：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて表示する際、当該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》
 ※ 原産地を表示する生鮮原材料がどの中間加工原材料の生鮮原材料かが分かるように表示する必要があります。

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、りんご果粒、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
原料原産地名	ハンガリー（りんご（りんご果汁））
内容量	500ml
賞味期限	2020.3.31
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－×

(原原-43) 中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。

(答)

- 1 中間加工原材料が国産品の場合には、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品の場合には、外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示します。
- 2 輸入した中間加工原材料については、通常、通関の際の輸入許可書上の産地が製造地となります。
- 3 また、輸入された加工食品に対し、国内他社で何らかの行為を行ったものを仕入れ、それを中間加工原材料として用いるような場合については、(原原-44)を参照してください。
- 4 なお、「製造」又は「加工」を行ったとして、製造者、加工者等と事項名が変わることと、国内で実質的な変更が行われ中間加工原材料が「国内製造」になることは別ですので、それぞれ適切に判断してください。

(原原-44) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

(答)

- 1 中間加工原材料が国産品の場合には、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品の場合には、外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する必要があります。
- 2 そのため、輸入された中間加工原材料については、国内他社でさらに「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」がなされ、それを仕入れて中間加工原材料として使用する場合は、「国内製造」となります。
- 3 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。(食品表示基準Q&A加工-155、156参照)
- 4 「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例は、以下のとおりです。

(次頁に続く)

「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず 「国内製造」とならない主な具体例	
容器包装へのラベルの添付、修正、付け替え	容器包装に日本用の日本語ラベルを付すなど
詰め合わせ	販売のための外装に詰め合わせるなど
小分け	バルクで仕入れたものを小分けするなど 例：うなぎの蒲焼きをバルクで仕入れて小分けする、 スパゲッティをバルクで仕入れて小分けする
切断	スライスするなどの単なる切断 例：ハムをスライスする
整形	形を整えるなど 例：ブロックのベーコンの形を整える
選別	形、大きさで選別するなど 例：煮干を大きさで選別する
破碎	少し砕くなど（粉末状にしたものを除く） 例：①挽き割り大豆、②岩塩を砕く
混合	同じ種類の食品を混合するなど 例：グラニュー糖を混合する
盛り合わせ	異なる種類の食品を容易に分けられるよう盛り合わせるなど 例：個包装されている、仕切り等で分けられているなど容易に分けられるように盛り合わせる
骨取り	除骨のみを行うなど 例：塩サバの骨抜き
冷凍	輸送又は保存のための冷凍など
解凍	自然解凍等により、単に冷凍された食品を冷蔵若しくは常温の状態まで解凍したもの 例：冷凍ゆでだこを解凍する
乾燥	輸送又は保存のための乾燥など
塩水漬け	輸送又は保存のための塩水漬けなど
加塩	既に塩味のついた食品を加塩など 例：塩鮭甘口にふり塩をし塩鮭辛口にする
調味料等の軽微な添加	少量の調味料を加えるなど 例：水煮にごく少量のしょうゆを加える。 薬味を少量足すなど 例：大学芋にごまをまぶす
希釈	濃度を下げるために、水等を追加するなど 例：濃縮果汁の濃度を調整するために、水を加える。

	(濃縮果汁を還元果汁まで希釈することを除く。)
添加物の添加	添加物を添加するなど 例：①ぶどうオイルにビタミンEを栄養強化の目的で添加する、②干しえびを着色する、③オレンジ果汁を着香する
殺菌	容器包装前後に殺菌するなど 例：①ちりめんじゃこを加熱殺菌、②濃縮果汁を小分けする際に行う殺菌、③製品の固形物と充填液の両方を新たな容器に充填し加熱殺菌、④製品から固形物を取り出し新たな充填液を加えずに真空パック又はドライパックをして加熱殺菌
結着防止	固まらないように植物性油脂を塗布するなど 例：レーズンへ植物性油脂を塗布する
再加熱	揚げ直し、焼き直し、蒸し直しなど単なる加熱

(原原-45) 何段階かの製造工程を経て製造された中間加工原材料については、どの段階の製造地を表示するのですか。

(答)

原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合は、当該中間加工原材料の製造地又は生鮮原材料まで遡った原産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。

《適切な例》



名称	あんパン
原材料名	つぶあん（A国製造）、小麦粉、糖類、マーガリン、卵、脱脂粉乳、・・・
内容量	1個
消費期限	令和元年11月24日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

《生鮮原材料まで遡っていない不適切な例》



名称	あんパン
原材料名	つぶあん（砂糖（国内製造）、小豆、水飴、その他）、小麦粉、糖類、マーガリン、卵、脱脂粉乳、・・・
内容量	1個
消費期限	令和1年11月24日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

(原原-46) 原料原産地表示の対象である中間加工原材料が複合原材料であって、「中間加工原材料の製造地表示」ではなく、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の中のどの原材料に原産地を表示する必要がありますか。

(答)

- 1 複合原材料の原料原産地表示について、生鮮原材料の原産地まで遡って表示する場合、複合原材料の原材料に占める重量割合が最も高い原材料（複合原材料の重量割合上位1位の原材料）の原産地の表示が必要です。
- 2 複合原材料の重量割合上位1位の原材料が、製品全体での重量割合上位2位の原材料よりも重量が少ない場合であっても、表示義務の対象は複合原材料の重量割合上位1位の原材料です。
- 3 この場合、複合原材料の原材料の表示は、原産地を表示する原材料名のみならず、複合原材料の原材料の表示方法に従い、複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料名を当該複合原材料の原材料に占める重量割合の高いものから順に全て表示してください。
 また、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合は、当該複合原材料の原材料に占める重量割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料については、「その他」と表示することができます。（食品表示基準 Q&A加工-51参照）
- 4 なお、複合原材料中の重量割合上位1位の原材料だけでなく、複合原材料中の重量割合上位2位、3位等の原材料についても、原料原産地表示することが望ましいです。

《例1：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

名称	どらやき
原材料名	皮（卵（国産）、小麦粉、砂糖）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ）／膨張剤
内容量	1個
消費期限	2019年11月24日
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●-●-●

(次頁に続く)

《例 2：中間加工原材料の原材料の原産地を遡って表示》

名称	どらやき
原材料名	皮（卵、小麦粉、砂糖）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ）／膨張剤
原料原産地名	国産（卵）
内容量	1 個
消費期限	2019. 11. 24
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区永田町●—●—●

（原原－47）国内の自社の工場で製造した中間加工原材料について、どの段階の原産地を表示すればよいですか。

（答）

- 1 原料原産地表示は、「原材料名に対応させてその原料原産地名を表示する」とされていることから、食品表示基準に従い適正に表示された原材料の原産地を表示してください。
- 2 例えば、食用植物油脂のように、自社で油糧種子から搾った粗油と、他事業者が搾った粗油を混合して、精製している場合、原材料名表示が油脂名の表示でなされている限り、油脂（中間加工原材料）の製造地を表示することが基本です。

（原原－48）中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

（答）

- 1 中間加工原材料の製造地表示においても、消費者への情報提供の観点から、国別重量順表示が原則です。
しかしながら、製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用を認めます。
認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。（原原－27）～（原原－38）参照
- 2 なお、「大括り表示」については、「外国製造」などの表示を行いますが、意味が明確に伝わらない「輸入製造」、「国外製造」などは認められません。

（次頁に続く）

《例 1：製造地表示における「又は表示」》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造又は国内製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

※ りんご果汁の製造地は、平成30年の使用実績順

《例 2：製造地表示における「大括り表示」》

名称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（外国製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC
内容量	500ml
賞味期限	2020年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-×

(原原-49) 食品表示基準別表第4に個別の品目ごとに原材料名の表示方法の規定があるものがありますが、それに従い、中間加工原材料の名称に代えて生鮮食品の原材料名まで遡って表示している場合、原料原産地表示はどのようにすればよいですか。

(答)

- 1 原料原産地表示の対象となる原材料は、食品表示基準別表第4において個別の規定に基づき表示した原材料の中で重量割合上位1位のものです。
- 2 表示方法については、食品表示基準別表第20や別記様式1に従い、基本的には原料原産地名の事項欄を設け、以下のいずれかを表示します。

(次頁に続く)

- ① 個別の規定に基づき表示した原材料名に対応させて、その原産地を表示する

《例1：濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ、日本
内容量	500ml
賞味期限	令和2年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼－▼－▼

- ② 原材料として使用した時（製品を製造した時）の状態に対応した原材料名とその原産地を表示する

この場合は、個別の規定に基づき原材料名欄に表示してある原材料が指し示す全ての原材料とそれぞれの原産地を表示してください。

《例2：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）、国産（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	2020年3月31日
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼－▼－▼

《例3：ドイツ製造の濃縮りんごと国産りんごの搾汁を使用しており、濃縮りんごの製造地とりんごの原産地を表示する場合の「又は表示」》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご／香料
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）又は国産（りんご）
内容量	500ml
賞味期限	R2. 3. 31
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼－▼－▼

※りんご果汁の製造地及びりんごの原産地は、平成30年の使用実績順

（次頁に続く）

3 また、原料原産地名欄を設けずに、原材料名欄における原材料名の次に括弧を付して、当該原材料名に対応させてその原産地を表示することも可能です。

この場合、生鮮原材料の名称で原材料の表示をする場合に、加工食品の原材料名を併記すること（例えば「原材料名：りんご（りんご果汁（〇〇製造）」といった表示）は認められません。

《例4：ドイツ産のりんごを使用した濃縮りんごと国産のりんごを使用した濃縮りんごを使用しており、りんごの原産地を表示する場合》

名称	りんごジュース（濃縮還元）
原材料名	りんご（ドイツ、日本）／香料
内容量	500ml
賞味期限	20.3.31
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください
製造者	▽▽株式会社 東京都千代田区永田町▼－▼－▼

（原原－50）中間加工原材料の製造地表示と当該中間加工原材料の生鮮原材料まで遡った産地名の両方を表示してよいですか。

（答）

基本的にはどちらか一方を必ず表示しなければなりません。消費者が表示を見てどこまでが中間加工原材料の製造地表示か、生鮮原材料まで遡った産地名の表示かが明確に分かる表示であれば、両方を表示することは問題ありません。

(原原-51) 表示した原材料名に対応して原産地又は製造地を表示することになっていますが、対象原材料が「はちみつ」や「食塩」等の場合はどのように表示すればよいですか。

(答)

1 加工食品の原料原産地表示するに当たり、

- ① 対象原材料が生鮮食品の場合は、その原材料の「原産地」を表示
 - ② 対象原材料が加工食品の場合は、その原材料の「製造地」を表示
- と、原材料名に合わせて、表示する必要があります。

そのため、原材料名が、生鮮食品を表しているのか、加工食品を表しているのか重要となります。

2 しかしながら、食品表示基準別表第1において、加工食品に分類されている食品であっても、一般的に生鮮食品に近い食品であると認識されていることなどにより、製造地表示になじまない食品等があります。

3 したがって、消費者へ適切な情報提供を行う観点から、上記に該当する場合の取扱いを事例として下表に整理します。

生鮮食品として取り扱うこととなる 原材料名 (「〇〇産」等と表示)	加工食品として取り扱うこととなる 原材料名 (「〇〇製造」と表示)
はちみつ	精製はちみつ
海水、岩塩、天日塩 (注)	塩、食塩、食用塩
鶏卵、卵、卵白、卵黄	液卵、乾燥卵、粉卵、凍結卵、濃縮卵
コショウ、ブラックペッパー、ターメリック、ウコン、クミン	コショウ粉末、ブラックペッパー粉末、ターメリックパウダー、ウコン粉末、クミン末

(注) 「海水」にあつては採水場所を国名又は水産物の原料原産地表示 (水域名の表示等) に準じて、「岩塩」、「天日塩」にあつては採取場所等を国名又は農産物の原料原産地表示 (都道府県名等) に準じて表示してください。

VIII 業務用

(原原－52) 業務用加工食品には、原料原産地表示に関し、表示が必要な事項がありますか。

(答)

- 1 消費者に販売される製品において、原料原産地を適正に表示するために、中間加工原材料等の業務用加工食品に当たっては、原産地情報を適切に伝達する必要があります。
一方、最終製品の原料原産地表示に関係しない事項については、表示（情報伝達）の義務はありません。
- 2 なお、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、
 - ① 最終製品において製造地表示義務の対象原材料となる業務用加工食品（最終製品中、重量割合上位1位の原材料となるもの等）については、当該業務用加工食品の原産国名
 - ② 輸入品以外の業務用加工食品で、「実質的な変更」に該当しないような単なる切断、小分け等を行い最終製品となる業務用加工食品については、最終製品において原料原産地表示義務の対象となる原材料（当該業務用加工食品中、重量割合上位1位の原材料等）の原産地名の表示（情報伝達）が義務付けられます。
- 3 業務用加工食品を販売する事業者は、①、②のいずれに該当するか、又はいずれにも該当しないか、よく確認してください。また、業務用加工食品を購入する事業者は、例えば、①の用途で購入したために原料原産地表示がないものを、業務用スーパーなどで消費者向けに販売した場合、食品表示基準違反になりますので注意してください。
- 4 なお、食品関連事業者間の合意に基づき、生鮮食品まで遡った原料原産地表示をしている場合は、①、②の表示（情報伝達）は不要です。
- 5 また、上記とは別に、輸入後に国内で「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない業務用加工食品については、当該業務用加工食品の原産国表示が必要です。（食品表示基準Q&A加工－155、156参照）

(原原－53) 業務用加工食品における原産国表示はどのようになるのですか。

(答)

- 1 業務用加工食品の原産国名を表示（情報伝達）してください。
- 2 輸入品の場合は「原産国：A国」等と、国内において「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が行われた業務用加工食品の場合は「原産国名：国産」、「国内製造」、「日本製」等一般用加工食品の製造者等が誤認しない表示（情報伝達）を行う必要があります。
- 3 また、事業者間で「国内製造である旨」を誤認しない場合に限り、一般用加工食品と同様の表示をすることや、「製造所」の事項名を表示した上で、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているとみなします。なお、製造者固有記号のみの表示では、「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているとはみなせません。

(原原－54) 業務用加工食品における原料原産地表示はどのようになるのですか。

(答)

- 1 一般用加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、原材料名に対応させて、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」を表示（情報伝達）します。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができます。
 - ① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
 - ② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 - ③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 2 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができます。
- 3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量割合の高い順が分かるように表示します。割合の表示等によって、高い順が分かるようになっていれば、必ずしも重量の順番に表示する必要はありません。
- 4 当該原材料が中間加工原材料である場合、製造地表示（「〇〇製造」と表示）をしてください。

(原原-55) 業務用加工食品では、原産国名及び原料原産地名について、どこに表示を行えばよいですか。

(答)

- 1 業務用加工食品の取引では、原産国名及び原料原産地名については、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにする必要があります。
- 3 このように、業務用加工食品の義務表示事項を容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することを認めていますが、食品表示基準第13条第2号で規定している事項にあつては、容器包装に表示することを義務付けられているため、これらに従い表示しなければなりません。

(原原-56) 業務用生鮮食品では、原料原産地表示に関し、どのような表示が必要ですか。

(答)

- 1 最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、最終製品において、原料原産地表示義務の対象原材料（重量割合上位1位等）となる業務用生鮮食品については、原産地の表示の義務があります。
最終製品において、原料原産地名の表示義務がない原材料となることが確実な業務用生鮮食品については、上記の表示は省略できます。
- 2 最終製品に原料原産地表示が必要かどうか分からない場合は、上記の表示は省略できません。

(原原-57) 業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようになるのですか。

(答)

- 1 加工食品の原料原産地名の表示の根拠となるものですから、業務用生鮮食品の原産地の表示方法は、加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」となります。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができます。
 - ① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
 - ② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 - ③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 2 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができます。
- 3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の高い順が分かるように表示します。割合の表示等によって、高い順が分かるようになっていれば、必ずしも重量の順番に表示する必要はありません。

(原原-58) 業務用生鮮食品では、原産地について、どこに表示を行えばよいのですか。

(答)

- 1 業務用生鮮食品の取引では、原産地については、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

IX その他

(原原-59) 別表第15の1～5に掲げる加工食品（いわゆる「22食品群＋4品目」）については、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」はできますか。

(答)

- 1 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に先駆けて原料原産地表示が義務付けられていた、いわゆる「22食品群＋4品目」については、従来どおり国別重量順表示とします。（食品表示基準Q&A別添 原料原産地表示（別表15の1～6）表示方法-10に掲げる場合を除く。）
- 2 なお、「かつお削りぶし」については、従来から「かつおのふし」の産地を原料原産地として表示しており、中間加工原材料の製造地表示の導入に伴い、「〇〇製造」という用語への変更を行いました。

(原原-60) いわゆる22食品群（別表第15の1に掲げる加工食品）の中で、原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上の生鮮食品がないものについては、どのように表示すればよいですか。

(答)

- 1 別表第15に掲げられていないものと同様に表示してください。
- 2 具体的には、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に対して、国別重量順表示を原則とし、これが困難な場合には、一定の条件下で、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」が認められます。
- 3 なお、塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実並びに塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類にあつては、大量の食塩に漬けること等により保存性を高めている場合であっても、当該食塩は製品の主要な構成要素とはみなされないことから、当該食塩以外の原材料の中で、原材料に占める重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行う必要があります。

(原原-61) 個別に原料原産地表示の対象となる「おにぎりののり」の「おにぎり」の範囲と原料原産地の表示方法を教えてください。

(答)

- 1 消費者への情報提供の観点から、個別に原料原産地表示を義務付けることとした「おにぎりののり」の「おにぎり」は、炊飯米又は炊飯米と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（のりを自ら巻く形態で販売されているものを含みます。）です。
- 2 具体的には、コンビニエンスストア等で、「のりが販売時には既に巻かれているもの」や、「食べる前にのりを自ら巻くような形態で売られているもの」など、消費者が一般的におにぎりとして認識するものを対象とします。
- 3 また、以下のものは対象外となります。
 - ① 唐揚げ、たくあんなどの「食材（いわゆるおかず）」と一緒に容器包装に入れたもの
 - ② 巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当するもの
- 4 なお、他の原料原産地表示義務の対象と同様に、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインスタ加工品）などのおにぎりは、対象外です。
- 5 おにぎりについては、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）に加えて（※）、重量割合にかかわらず、のりについて、原料原産地表示が必要です。

表示方法は国別重量順表示を行うこととし、「又は表示」や「大括り表示」は認められません。

具体的には、のりとのりの原そうの産地が同一の産地となることから「のり（国産）」、あるいは「のり（原そう（国産）」のように、のりの名称の次に括弧を付して、当該のりの原料となる原そうの原産地を表示することになります。

※ 米トレーサビリティ法の規定に基づき、米穀の産地を表示する必要があります。

(原原-62) 原料原産地表示が義務付けられていないものに自主的に容器包装に表示を行う場合、どのような表示になりますか。

(答)

- 1 加工食品の原料原産地表示は、原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）の原産地のみが対象となっていますが、重量割合上位2位、3位等の対象となっていない原材料について、自主的に原料原産地表示を行うことが、望ましいです。
- 2 自主的に原料原産地表示する場合においても、原則は、国別重量順表示となります。しかしながら、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保のため、少しでも多くの情報を提供するという観点から、義務表示と同様に一定の条件下で、「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」が認められます。
- 3 なお、自主的に表示を行ったものであっても、食品表示法やその他の表示に係る法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となりますので、事実に基づく分かりやすい表示に努めてください。

(原原-63) インターネット等で自主的に原料原産地に関する情報提供を行ってもよいですか。

(答)

- 1 原料原産地表示が義務付けられていない原材料や、容器包装に「又は表示」や「大括り表示」、「中間加工原材料の製造地表示」を行った場合における詳細な産地情報、使用割合等について、インターネットなどにより、消費者に対して自主的かつ積極的な情報提供に努めることは望ましいです。
- 2 なお、自主的に表示を行ったものであっても、景品表示法等の表示に係る法令に抵触する事実があれば、指導・罰則などの対象となることから、事実に基づく分かりやすい表示に努めてください。

(原原-64) 自然災害や不作等による原材料の調達の急な変更の対応は、どのようにしたらよいですか。

(答)

- 1 平成23年の東日本大震災や、平成28年の熊本地震の際は、食品表示基準に沿っていない表示について、衛生事項を除き運用上取締りの対象としないこととする対応を行っており、今後もこのような際は、同様の対応が考えられます。
また、同様の事例としては、家畜の伝染性疾病の発生による輸入停止措置等が考えられますが、あらかじめ類型的に示すことは困難であると考えています。
ただし、消費者の誤認を招くような悪質な違反についての取締りを排除するものではありません。
- 2 なお、農産物の不作や為替の変動等による原材料の調達先の変更の結果、表示内容と使用する産地が異なる場合は、原料原産地表示を変更するよう対応してください。

(原原-65) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(答)

- 1 消費者への啓発及び事業者の表示切替えの準備のため、経過措置期間を設けます。
- 2 改正食品表示基準の施行の日（平成29年9月1日）から、令和4年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができますが、この期間後に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、改正前の食品表示基準に基づく表示では販売できません。
なお、業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の食品表示基準に基づく表示の製品の販売が可能です。
 - ① 食品の容器包装に表示している場合は、改正後の食品表示基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること
 - ② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収（又は廃棄の指示）した上で改正後の食品表示基準に対応した規格書等を販売先に提出すること
- 3 施行（平成29年9月1日）後、速やかに新たな原料原産地表示に対応した表示に切り替えるようお願いいたします。

(原原-66) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあつて、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

(答)

- 1 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成29年9月1日内閣府令第43号）の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にあり、令和4年4月1日以降に製造を完了、販売する製品は対象とならず、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができます。具体的には、酒類、果実酢等を想定しています。
- 2 例えば、施行の際に製造所で熟成しているウイスキーについては、原料原産地表示は不要です。
また、このウイスキーを他のウイスキーとブレンドした場合も、原料原産地表示は不要です。

(原原-67) 新たな原料原産地表示制度の導入について、消費者へどのように普及啓発していくのですか。

(答)

今般、抜本的に加工食品の原料原産地表示制度が変わり、原則としては「国別重量順表示」であることを始め、「又は表示」などの新しい表示方法についても、今後、消費者への表示方法を理解するための啓発を行政及び関連する団体が相まって複層的に行うことが必要です。

「国別重量順表示」、「又は表示」、「大括り表示」及び「中間加工原材料の製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の製品が店頭に並ぶ可能性が想定されます。

新しい制度であるため、消費者が正しい理解をもって表示を見ることができるよう関係者への啓発活動が重要であり、関連する団体と連携して、パンフレット作成や説明会の実施などにより、積極的に啓発活動を行っていくこととしています。

事業者においても、原則である「国別重量順表示」での対応を期待し、また、消費者自身も、新たな加工食品の原料原産地表示制度に関し理解度を向上させていくことが望まれます。

(原原-68) 新たな原料原産地表示制度に基づいた表示を行う際、参考になるマニュアル等がありますか。

(答)

農林水産省において、新たな原料原産地表示制度に取り組む事業者が、円滑に対応する際に参考となるマニュアルを作成しています。

以下のURLから入手できますので、本Q&Aと共に、参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html